

法学部重点学修認定制度に関する内規

制 定 2019年12月19日
法 学 部 教 授 会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学法学部規則第3条第6項の規定に基づき、重点学修認定制度（以下「認定制度」という。）の履修及び修了に関し必要な事項を定める。

(認定する分野)

第2条 重点学修を認定する分野は、次のとおりとする。

- (1) 法律学科
 - ア 金融と法
 - イ 行政と法
 - ウ 国際関係と法
- (2) 政治学科
 - ア 政治理論・歴史
 - イ 現代政治・行政
 - ウ 国際政治

(授業科目)

第3条 前条に掲げる認定制度の各分野の授業科目の名称及び単位数、修了に必要な単位数等は、別表に掲げるとおりとする。

(登録及び修了)

第4条 認定制度の履修にあたっては、事前の登録を要しない。ただし、履修者数の制限のため予備登録を必要とする授業科目については、所定の手続きを行わなければならない。

2 第2条各号に定める分野を修了するためには、別表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない。

(修了証の授与)

第5条 各分野において前条第2項の要件を満たした者には、その事実を証明する修了証を授与する。

2 前項の修了証を受けるためには、所定の手続きにより、学部長に申請しなければならない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)

別表 (第3条関係)

1 法律学科

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

分野	金融と法	行政と法	国際関係と法	修了に必要な単位数	
分野授業科目	民法Ⅳ④ 民事手続法Ⅰ④ 民事手続法Ⅱ④ 商法Ⅰ④ 商法Ⅱ② 商法Ⅲ② 商法Ⅳ② 経済法④ 信託法② 金融法② 不動産登記法②	憲法Ⅱ④ 刑法Ⅱ④ 行政法Ⅰ④ 行政法Ⅱ④ 行政学④ 財政学④ 刑事手続法④ 社会保障法② 地方自治法②	憲法Ⅲ② 国際法Ⅰ④ 国際法Ⅱ④ 国際政治学④ 知的財産法Ⅰ② 知的財産法Ⅱ② 知的財産法Ⅲ② 比較法Ⅱ④ 比較法Ⅲ② 国際私法Ⅰ② 国際私法Ⅱ②	履修しようとする分野の授業科目の単位 20 単位以上	
LE科目	LEⅠ②	LEⅡ②	LEⅢ②	LEⅣ②	各分野共通 4 単位以上

2 政治学科

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

分野	政治理論・歴史	現代政治・行政	国際政治	修了に必要な単位数	
分野共通授業科目	日本政治史④ 西洋政治思想史④	計量政治学④	国際政治史④	分野共通授業科目及び履修しようとする分野の授業科目の単位の合計 24 単位以上	
分野授業科目	西洋政治史④ 東洋政治史④ 現代政治理論④ 政治とジェンダー④ 社会思想史④ 日本政治思想史④ 文化の政治学④	政治過程論④ 行政学④ 比較福祉政治④ 財政学④ 政治心理学④ 地方自治論④ メディアと政治④	アメリカ政治外交論④ 中国政治外交論④ EU政治論④ 国際法Ⅰ④ 平和研究④ 国際政治学④ 国際機構論④		
演習科目	演習ⅡA②	演習ⅡB②	演習ⅢA②	演習ⅢB②	履修しようとする分野の演習科目 8 単位以上
	演習ⅣA②	演習ⅣB②			履修しようとする分野の演習科目 2 単位以上

(注) 演習科目の分野については、別に定める。